

5章

人と文化をはぐくむ 誇れるまちづくり

- | | |
|----|---------------|
| 1節 | 文化の創造 |
| | 1項 歴史資産の保存と活用 |
| | 2項 市民文化の振興 |
| | 3項 スポーツ活動の推進 |
| | 4項 国際交流の推進 |
| 2節 | 教育の充実 |
| | 1項 社会教育の充実 |
| | 2項 学校教育の充実 |
| | 3項 高等教育の充実 |

5 章

人と文化をはぐくむ誇れるまちづくり

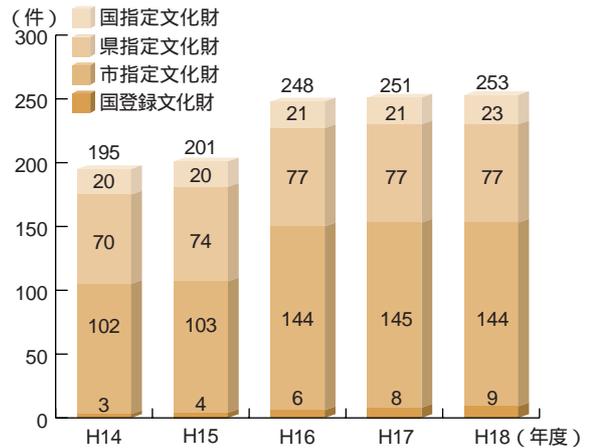
1 節 文化の創造

1 項 歴史資産の保存と活用

基本方針

郷土への理解を深め、価値を再認識できるよう、有形無形の歴史的な文化資産を市民の財産として大切に保存し、活用を進めます。

秋田市内の指定・登録文化財数の推移



秋田市内にある国指定の文化財一覧

種別	指定年月日	名称	員数	所在地区
建造物	昭40.5.29	旧奈良家住宅	1棟	金足
	昭48.2.23	嵯峨家住宅	2棟	太平
	平元.5.19	旧黒澤家住宅	5棟	楢山
	平2.3.19	天徳寺	4棟	泉
	平2.3.19	佐竹家霊屋	1棟	泉
	平5.8.17	藤倉水源地水道施設	1構	山内
	平6.12.27	旧秋田銀行本店本館	1棟	大町
絵画	昭27.3.29	絹本著色 千山萬水図(渡邊華山筆)	1幅	金足
彫刻	昭48.6.6	銅造 阿弥陀如来坐像	1躯	八橋
書跡	昭34.6.27	紙本墨書 因幡権守重隆家歌合(巻頭)	1幅	中通
考古資料	昭53.6.15	人面付環状注口土器	1口	金足
	昭63.6.6	磨製石斧	4箇	
歴史資料	平3.6.21	菅江真澄遊覧記	77冊 12帖	保戸野
有形民俗	昭39.5.29	大沼の箱形くりぶね(きつつ)	1隻	下北手
	昭41.6.11	作業用覆面コレクション	59点	
無形民俗	昭55.1.28	秋田の竿灯		大町
	平9.12.15	土崎神明社祭の曳山行事		土崎港
史跡	昭9.5.1	平田篤胤墓		手形
	昭14.9.7	秋田城跡		寺内
	平8.11.6	地藏田遺跡		御所野
天然記念物	昭13.8.8	筑紫森岩脈		河辺三内

主要施策

5 - 1 - 1 - 1

文化財の保存と活用の促進

(1) 文化財の指定と調査・保存

歴史・民俗・美術などの有形無形の文化資産の保存・活用をはかるため、文化財としての指定や調査を進めます。

(2) 史跡の保存・整備

史跡である秋田城跡^(注1)や地蔵田遺跡^(注2)などを市民の郷土学習の場や地域資源として活用するため、保存・整備を進めます。

(3) 埋蔵文化財の保護

宅地開発や道路整備などから埋蔵文化財^(注3)を保護するため、遺跡の発掘調査を行います。

(4) 特別天然記念物カモシカの保護

特別天然記念物^(注4)カモシカを保護するとともに、人との共存をはかるため、防護網の支給や忌避剤の塗布などにより、農林業の被害防止につとめます。

(5) 秋田市史収集資料データベース化事業

市史編さん事業^(注5)により収集・保存した資料を整理、データベース化し、市民が容易に閲覧、利用できるにします。

(6) 歴史資料の収集と保存・活用

古文書などの歴史資料の発掘と収集を継続的に行い、市民の文化的財産として適切な管理をし、保存と活用をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
史跡の保存・整備 〔史跡秋田城跡の環境整備事業進捗率〕	54.0%	60.0%
〔地蔵田遺跡の環境整備事業進捗率〕	90.0%	100.0%

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 文化財の保存と活用の促進 (1) 文化財の指定と調査・保存	【市】 文化財の調査、指定、修理 無形文化財の継承や保存の取り組みへの支援 【市民】 市内に保有されている文化財情報の提供 文化財の適切な継承や保存 史跡案内などのボランティア活動への参加	ボランティアの育成

注1) 秋田城跡

高清水丘陵に築かれた、奈良、平安時代の大規模な地方官庁の遺跡で、昭和14年に国の史跡として指定。東北地方の日本海側（出羽国）の政治・軍事・文化の中心地であり、環日本海交流の拠点としての機能を有していたことも指摘されている。

注2) 地蔵田遺跡

御所野台地の南西部にある、旧石器、縄文、弥生時代の集落跡。木柵で囲まれた弥生時代の集落跡は全国でも類例がないことから、平成8年に国の史跡に指定された。

注3) 埋蔵文化財

地下に埋まっている文化財。城、貝塚、古墳、集落などの遺跡や土器、石器などがある。

注4) 特別天然記念物

学術上貴重で、特に重要なものとして指定された動物、植物、地質、鉱物をいう。動物ではカモシカ、コウノトリ、ライチョウ、オオサンショウウオなど21件が指定されている。

注5) 市史編さん事業

秋田市の歴史に関する資料を集め、整理し、秋田市史として編さんし、全17巻を刊行した事業。

2項 市民文化の振興

基本方針

一人ひとりの文化活動が、市民の心の豊かさを生み出し、まちの活力やにぎわいの創出につながるよう、活動の場における環境整備や支援を行います。

歴史や文化をいかしたまちづくりを進めるため、文化資産を保存し、展示する施設の整備を行います。

主要施策

5 - 1 - 2 - 1

文化・芸術活動への支援と顕彰

(1) 文化・芸術活動への支援

コンサートや演劇、出版などの文化・芸術活動に対し、秋田市文化振興基金^(注1)の活用などによる財政面の支援をし、その活動の促進と鑑賞機会の拡大をはかり、市民文化の振興につとめます。

(2) 文化・芸術活動の顕彰

芸術、学術などの分野において、文化振興や文化行政に功績のあった個人や団体と、優れた作品や業績を顕彰します。

目標

指標	現況	21年度目標
文化・芸術活動への支援 〔市が支援した事業への年間参加者数〕	31,041人 (17年度)	33,000人

5 - 1 - 2 - 2

文化施設の整備

(1) 文化施設の整備と利活用の促進

優れた文化・芸術の紹介と市民の文化活動の振興をはかるため、千秋美術館、赤れんが郷土館、文化会館などの文化施設の整備と利活用の促進につとめます。

(2) 佐竹史料館の改築

佐竹氏と秋田の歴史や文化に関する資料を適切に保存・展示するため、施設の整備を進めます。

(3) 〔仮称〕秋田城跡歴史資料館の建設の検討

秋田城跡^(注2)の発掘調査の成果を展示するため、〔仮称〕秋田城跡歴史資料館の建設について検討を進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
文化施設の整備と利活用の促進 〔文化施設の年間利用者数〕	639,719人 (17年度)	650,000人

注1) 秋田市文化振興基金
市民文化の振興を目的に昭和57年度に創設した基金。この基金を活用し、市民の自主的な文化活動への助成と顕彰を行っている。

注2) 秋田城跡
高清水丘陵に築かれた、奈良、平安時代の大規模な地方官庁の遺跡で、昭和14年に国の史跡として指定。東北地方の日本海側（出羽国）の政治・軍事・文化の中心地であり、環日本海交流の拠点としての機能を有していたことも指摘されている。

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 文化・芸術活動への支援と顕彰 (1) 文化・芸術活動への支援	【市】 多くの市民が文化・芸術にふれる機会の提供 【市民】 文化・芸術活動への参加	
2 文化施設の整備	【市】 施設の計画的な整備と適切な管理運営 【市民】 文化財資料の提供 施設での案内や解説などのボランティア活動への参加	



3 項 スポーツ活動の推進

基本方針

平成19年開催の秋田わか杉国体(第62回国民体育大会)を契機として、市民のスポーツに対する意識の向上を促進するとともに、スポーツに親しむための基盤づくりを進めながら、市民が健康で明るく活力ある生活をおくることができるよう、生涯スポーツの振興をはかります。

国体に参加するすべての人の心に残る大会となるよう、スポーツ団体をはじめとする関係機関・団体との連携により、多くの市民の様々な活動への参加を進め、市民総参加の国体開催をめざします。

市民の誰もがスポーツに親しむことができるよう、スポーツ施設の整備充実と効率的な活用につとめます。

主要施策

5 - 1 - 3 - 1 スポーツ活動への支援

(1) 秋田わか杉国体の開催

平成19年9月の秋田わか杉国体の開催にあたり、関係団体や小・中学生、企業などによる市民総参加の様々な活動を実施し、市民の連帯感や大会気運の高揚をはかりながら、大会の成功をめざします。

また、豊かな自然と生活文化を紹介しながら、心のこもったもてなしを行い、選手・監督をはじめとするすべての人々の心に残る大会づくりにつとめます。

(2) スポーツに親しむ環境づくり

スポーツに親しむきっかけづくりと、市民の誰もが生涯にわたってスポーツに親しめる環境づくりのため、エンジョイスports推進事業^(注1)の充実をはかります。

(3) 指導者の育成

スポーツ指導者を対象に、新しい情報や専門的な知識・技能を習得するための講習会のほか、体育指導委員^(注2)の資質向上のための研修会を開催します。

(4) スポーツ競技力の向上・支援

市・県体育協会などの関係機関と連携し、競技力向上のための講習会やスポーツ心理学・医科学の専門家によるセミナーを開催するとともに、東北、全国大会などの競技大会に出場する選手に対する支援につとめます。

(5) スポーツ情報の提供

市民が興味・関心を持ち、積極的にスポーツに親しむことができるよう、意識調査などによりニーズを把握し、様々な広報媒体の活用による情報提供を行います。

(6) 総合型地域スポーツクラブの設立支援と育成

市民が、いつでも・どこでも・誰でもスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ^(注3)設立の支援と育成をはかります。

目標

指標	現況	21年度目標
スポーツに親しむ環境づくり 〔週1回以上運動やスポーツを行う20歳以上の市民の割合〕	31.8% (15年度)	46.0%

注1) エンジョイスports推進事業
ニュースポーツや軽スポーツの実技、体力測定や健康に関する講話などを取り入れ、年代に応じた運動指導を行う事業。

注2) 体育指導委員
スポーツ振興法に基づき秋田市教育委員会が委嘱し、地域のスポーツの実技指導、その他スポーツに関する指導や助言を行う者。96名の委員がいる。

注3) 総合型地域スポーツクラブ
多世代、多志向、多種目にわたってスポーツ活動をし、地域住民が自主的に運営していくクラブ。

5 - 1 - 3 - 2

スポーツ施設の整備・活用

(1) スポーツ施設の整備

市民のスポーツへのニーズに対応し、市民が体力、年齢、技術に応じてスポーツに親しむきっかけづくりとなるよう、生涯スポーツの拠点となる施設の整備をはかります。

また、既存施設については、高齢者、障害者にも使いやすい施設となるようバリアフリー^(注4)に留意しながら計画的な改修につとめます。

(2) 地域のスポーツ施設の活用

より多くの市民が、身近な場所で健康づくりや生きがいづくりのためにスポーツ活動を行えるよう、スポーツ振興の拠点として地域運動広場の整備を進めます。

また、小学校体育施設の開放については、さらに市民が利用しやすいよう情報提供を充実させ、市民のスポーツ活動の機会拡充につとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
スポーツ施設の整備・活用 〔スポーツ施設年間利用者数〕 〔学校体育施設年間利用者数〕	553,664人 593,180人 (17年度)	600,000人 610,000人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
<p>1 スポーツ活動への支援 (2) スポーツに親しむ環境づくり (3) 指導者の育成 (5) スポーツ情報の提供</p>	<p>【市】 施設整備とスポーツに関する各種情報の提供 スポーツへの市民意識の啓発 指導者育成、資質向上</p>	
<p>2 スポーツ施設の整備・活用</p>	<p>【市民】 スポーツ意識の向上および積極的なスポーツ活動への参加</p>	



注4) バリアフリー
 高齢者や障害者などがスポーツ施設を利用するうえで、障壁(バリア)となるものを取り除くこと。

4 項 国際交流の推進

基本方針

国際的視野と平和意識を持った人材の育成と市民の主体的な国際交流活動を促進させるため、友好姉妹都市などとの交流を推進するとともに、交流成果の市民還元を実施します。

多様な文化を持つ住民が、相互理解を深めながら、地域の一員として暮らしていくため、外国人住民への生活相談やコミュニケーションの支援などを行うとともに、多文化共生に関する市民意識の醸成をはかります。

主要施策

5 - 1 - 4 - 1 国際交流活動の推進

(1) 友好姉妹都市などとの交流の推進

友好姉妹都市などとの間で、文化・芸術、スポーツ、行政・経済分野などにおいて、市民間の交流機会の拡大と友好親善の発展をはかりながら、各都市の特性や地域性をいかした交流を推進します。

また、国内においては、姉妹都市・有縁関係に基づき、茨城県常陸太田市、仙北市との連携交流を進めます。

(2) 国際理解の推進

友好姉妹都市とのホームステイの相互派遣を行うなど、市民が主体となった多様な交流を進めることにより、市民の国際理解の推進をはかります。

(3) 市民との連携による国際交流の推進

秋田市姉妹都市フォーラム^(注1)を中心に国際交流に関係する団体と連携し、交流の担い手育成や市民参加の受け皿づくりをはかることにより、市民主体の国際交流を推進します。

(4) 平和意識の醸成

太平洋戦争において土崎空襲を経験した本市として、世界の恒久平和への願いを次代に継承していくため、青少年が戦争の惨禍や平和の尊さに理解を深める取り組みを進めるなど、市民の平和意識の醸成をはかります。

非核宣言をしている自治体数

1,363 / 1,886自治体 (72.3%)

自治体による宣言	359自治体
議会による決議	975自治体
自治体宣言および議会決議	29自治体

(平成19年1月1日現在、日本非核宣言自治体協議会調べ)

目標

指標	現況	21年度目標
友好姉妹都市などとの交流の推進 〔友好姉妹都市との交流者累積数〕	2,431人	2,515人

注1) 秋田市姉妹都市フォーラム
市民主体による国際交流の推進と市民の異文化理解促進をめざし、友好姉妹都市にゆかりのある市民が中心となって設立した団体。

5 - 1 - 4 - 2

地域に根ざした多文化共生の推進

(1) 外国人住民も暮らしやすいまちづくり

市民生活に必要な情報を、多様な言語による冊子やホームページなどで提供するとともに、財団法人秋田県国際交流協会^(注2)を中心とした関係機関、各種専門家との連携を進め、困りごとなどの相談体制を充実し、外国人住民も暮らしやすいまちづくりを推進します。

(2) 多文化共生に向けた意識啓発

外国人住民との交流事業などへの参画、支援、情報発信を進め、国籍や民族などの異なる

人が、互いの文化的な違いを認めながらも共に生きる、多文化共生に関する市民の意識啓発につとめます。

(3) 外国人住民へのコミュニケーション支援

外国人住民が本市で快適な生活をおくることができるよう、語学ボランティア団体が協力して開催する秋田市日本語教室に支援します。

目標

指標	現況	21年度目標
外国人住民へのコミュニケーション支援 〔日本語教室受講者累積数〕	1,440人 (14～17年度)	1,500人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 国際交流活動の推進 (3) 市民との連携による国際交流の推進	<p>【市】 組織運営、交流活動にかかる会員の能力向上 市民の加入促進</p> <p>【市民】 主体的な事業参画</p>	

秋田市の友好姉妹都市・交流合意都市



注2) 財団法人秋田県国際交流協会

秋田県内の国際交流を総合的に進めるための中核的機関として秋田県および県内市町村のうえんのもと平成3年に設立された公益法人。国際交流活動の企画・支援、交流の担い手育成のほか、外国人相談窓口の開設や多言語による生活情報誌の発行など、外国人住民への各種支援を行っている。

2 節 教育の充実

1 項 社会教育の充実

基本方針

子どもから高齢者までのライフステージに応じた学習ニーズに応えるため、学習機会の拡充や情報提供の充実をはかるとともに、「学び」の成果を活用する体制づくりにつとめます。

生涯にわたる学習活動の充実をはかるため、社会の変化や市民の学習ニーズに対応した社会教育環境を整備します。

児童の健全育成をはかるため、児童館の計画的な整備などを進め、放課後の安全な遊び場と体験活動の場を提供します。

主要施策

5 - 2 - 1 - 1

学習機会の充実

(1) 学習機会の拡充

市民のライフステージに応じた学習と社会参加活動に加え、現代的課題や地域課題に関する学習機会の拡充をはかります。

また、様々な分野の指導者や講師の養成と確保を進めながら、市民の学習成果を地域社会の活性化につなげていく体制づくりにつとめます。

目標

指標	現況	21年度目標
学習機会の拡充 〔秋田市生涯学習講師累積登録者数〕	835人	880人

5 - 2 - 1 - 2

学習環境の整備

(1) 公民館などの整備

市内8公民館^{注1)}をはじめとする社会教育施設については、社会環境の変化に応じて多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応するため、時代に即した施設としての整備や施設間のネットワーク化を進めるなど、学習環境の充実につとめます。

(2) 図書館サービスの充実

市民のニーズに対応した幅広い資料収集と情報提供につとめるとともに、中央図書館明徳館を中心とした図書館間の連携によるネットワークを形成し、市民が利用しやすい環境づくりを進めます。

また、ボランティアなどとの連携、協力をはかりながら、各種講座、資料展示会、幼児のおはなし会を開催するなど、図書に親しむ機会の拡充につとめます。

注1) 市内8公民館
社会教育法に基づき市が設置した、中央、土崎、西部、東部、南部、北部、河辺、雄和の各公民館のこと。

目標

指標	現況	21年度目標
公民館などの整備 〔公民館の年間利用者数〕	466,201人 (17年度)	480,000人
図書館サービスの充実 〔12歳以下人口における図書貸し出しのための利用者登録率〕	5.2% (17年度)	7.6%

5 - 2 - 1 - 3

青少年の健全育成の推進

(1) 放課後児童対策の充実

子どもを健やかに育成できる安全な居場所づくりのため、児童館などの整備を進めるとともに、放課後子どもプラン^(注2)を推進し、総合的な放課後児童対策につとめます。

【新県都プラン】児童館等整備事業

(2) 青少年非行の未然防止活動の充実

青少年非行の未然防止のため、県や警察、青少年健全育成団体などと連携し、少年や保護者を対象とした相談事業や、少年指導委員による街頭指導のほか、青少年の健全な育成を阻害する恐れのある環境から青少年を守る活動を実施します。

目標

指標	現況	21年度目標
放課後児童対策の充実 〔児童館の年間利用児童数〕	517,622人 (17年度)	605,000人

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
3 青少年の健全育成の推進 (1) 放課後児童対策の充実	【市】 児童館への児童厚生員 ^(注3) の配置 【市民】 児童館などの運営や活動へのボランティア参加	児童厚生員の人材確保



注2) 放課後子どもプラン

地域住民の参画を得て、勉強や様々な活動に取り組む放課後子ども教室推進事業と、留守家庭児童に遊びや生活の場を与える放課後児童健全育成事業を一体的に実施する新たな放課後児童に対する取り組み。

注3) 児童厚生員

保育士、教諭などの資格を有し、児童館で児童の遊びを指導する職員のこと。

2 項 学校教育の充実

基本方針

幼児一人ひとりの望ましい発達を促し、豊かな感性と生涯にわたる人間形成の基礎をはぐくむことができるよう、幼児教育の充実と幼稚園教育の振興をはかります。

豊かな人間性・確かな学力・健やかな心身といった、徳・知・体のバランスがとれた、自立できる子どもを育成するため、小中一貫した考えのもと、学校教育の充実をはかります。

また、様々な人との交流などにより共生の心を育てるとともに、いじめ・不登校対応や特別支援教育^(注1)などについて、一人ひとりに応じた多様な支援体制の強化を推進します。

生徒一人ひとりの適性に応じた能力の伸長をはかり、また社会において十分貢献しうる人材を育成するため、高等学校等における教育内容の充実や施設整備を進めます。

児童生徒の教育環境の維持・向上をはかるため、安全対策や防災拠点としての活用も視野に入れながら、多様化する教育内容に対応できる学校の施設・設備の整備を計画的に進めます。

教職員の資質能力の向上をはかるため、研修を体系的に実施し、職務上必要な専門知識と今日的教育課題に適切に対応できる能力を育成します。

主要施策

5 - 2 - 2 - 1

幼児教育の充実

(1) 幼稚園就園奨励事業

希望するすべての幼児が幼稚園教育を受けることができるよう、保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減し、幼稚園への就園を奨励します。

(2) 幼稚園振興助成事業

幼稚園教育の振興をはかるため、秋田市私立幼稚園協会^(注2)の実施する事業や個別幼稚園の施設整備に対する助成を行います。

5 - 2 - 2 - 2

小・中学校の教育の充実

(1) 小中一貫した考えに立った教育の推進

小・中学校の9年間を、自立に向けた一つの連続した成長の期間ととらえ、生き方を考えさせる指導や学習指導などのすべての面において、児童生徒の発達段階に適した教育活動や指導方法の工夫につとめます。

(2) 豊かな感性をはぐくむ教育活動の充実

豊かな人間性をはぐくみ、様々な立場の人々を理解し、ともに生きていこうとする心を培うため、学校間交流^(注3)、高齢者や障害者との交流などの体験活動の充実につとめます。

注1) 特別支援教育

従来からの特殊教育で対象としていた障害だけではなく、学習障害や注意欠陥/多動性障害などの軽度発達障害を含めて、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズや障害の状況などを把握し、適切な支援を行う教育のこと。

注2) 秋田市私立幼稚園協会

私立幼稚園相互の連携・協力によって、幼稚園教育の振興ならびに改善をはかることを目的とし、市内の私立幼稚園32園で組織された団体。

注3) 学校間交流

複数の学校による、合唱やスポーツなどの合同体験活動を通じ、子どもたちが他校の友達と感動体験を共有したり、友情の輪を広げたりする交流活動。

また、子どもたちが郷土への関心を高め、郷土のよさに気づくことができるよう、自然や文化の活用および社会教育施設の積極的な利用を進めます。

(3) 確かな学力を育てる学習指導の充実

生涯にわたって学び続ける基礎となる確かな学力を育てるため、基礎学力調査^(注4)や指導主事^(注5)による学校訪問、教科研修などを通して、一人ひとりに応じた指導の充実と指導方法の工夫や改善につとめます。

(4) 体力の向上と健康の保持増進をはかる教育活動の充実

自ら進んで運動に親しむ子どもを育てるために、児童生徒の体力に関する実態調査に基づき、一人ひとりに応じた体力づくりを推進します。

また、健康教育・性教育・食育^(注6)の充実をはかり、豊かな心と健康な体づくりを推進します。

(5) 子ども一人ひとりに応じた支援活動の充実

障害のある子どもへの特別支援教育の実施や、不登校に悩む子どもへのカウンセリングなどを通じ、一人ひとりの子どもの心に寄り添い、深くかかわる生徒指導を推進し、子どもが自らの能力や可能性を伸ばすことができるよう支援します。

また、いじめのない学校づくり・学級づくりを進めるとともに、いじめの早期発見やいじめられている子どもの側に立った全校体制での対応につとめます。

(6) 時代に即した教育行政の推進

国の教育制度の改革動向を踏まえつつ、地方分権時代にふさわしい、地域の特色をいかした望ましい教育行政のあり方について検討を進めます。

注4) 基礎学力調査

児童生徒の学力の状況を把握し、学習指導の改善をはかることを目的に、小学校5年生(国語・社会・算数・理科の4教科)、中学校2年生(国語・社会・数学・理科・英語の5教科)を対象として毎年度実施している本市独自の学力調査。

注5) 指導主事

学校教育における教育課程、学習指導その他教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事するため、教育委員会に配置される専門的教育職員。教職員に対して研修や学校訪問指導を実施する。

5 - 2 - 2 - 3 高等学校等の教育の充実

(1) 秋田商業高等学校の教育の充実

コミュニケーション・会計・情報・マーケティングなど実践的ビジネス能力を身につけた人材の育成をめざし、学習内容、生徒指導、進路指導を充実しながら、適切な教育を実践します。

(2) 御所野学院高等学校の教育の充実

郷土の発展に貢献する人材の育成や生徒一人ひとりの個性の発揮をめざし、表現科^(注7)や郷土学^(注8)など特色のある学習活動を展開するとともに、中高教員の連携による学習内容の充実に取り組みます。

(3) 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学校の教育の充実

美術、工芸、デザインの知識や技術を持って社会に貢献できる人材の育成をめざし、秋田公立美術工芸短期大学との連携のもと、教育内容の充実につとめます。

5 - 2 - 2 - 4 教育環境の整備

(1) 小・中学校増改築等事業

児童生徒の教育環境の向上をはかるため、建築後おおむね40年経過し、老朽化が著しい校舎・体育館について改築を行います。

【新県都プラン】小・中学校増改築等事業(河辺地域・雄和地域)

注6) 食育

食に関する様々な経験を通じて、食の安全に関する知識や望ましい食習慣を身につけるとともに、地域の産物や食文化についての理解を深めることにより、心身の健康の増進や豊かな人間形成をはかること。

注7) 表現科

言語表現や身体表現、芸術表現を通して、感性を磨き、他者と豊かな関係を結ぶ能力・態度を育てる目的で設けられた教科。

注8) 郷土学

総合的な学習の時間に御所野・秋田を学びのフィールドとして、生徒自らが課題を探し、その解決方法も自分で考え、課題解決をめざす学習。

(2) 小・中学校大規模改造等事業

建築後おおむね20年以上経過し、設備などの老朽化が進んだ校舎・体育館を改修し、機能回復をはかります。

【新県都プラン】小・中学校大規模改造事業(河辺地域・雄和地域)

(3) 耐震補強等事業

児童生徒の安全を確保するため、昭和56年度以前に建設され、新耐震基準を満たしていない学校施設などについて、耐震診断を行い、診断に基づく補強を実施します。

(4) 環境等整備事業

学校における教育環境の向上をはかるため、トイレの改修や機能が低下したグラウンドの整備、老朽化したプールなどの改築を進めるほか、備品などの充実や学校給食に関する設備などの整備につとめます。

また、私立学校が行う施設整備に対し支援を行います。

【新県都プラン】小・中学校情報教育環境整備事業(河辺地域・雄和地域)

(5) 教職員研修推進事業

多様化する教育課題に対応できる指導体制の充実をはかるため、経験年数に応じた基本研修、校内の職務に応じた職務別研修、教科別・課題別の専門研修、様々な重要課題に対応するための特別研修などを実施し、教職員の資質能力の向上につとめるとともに、研修環境の整備を進めます。

【新県都プラン】教育研究所改修事業

目標

指標	現況	21年度目標
耐震補強等事業 〔市立小・中学校の耐震化率〕 ^(注9)	67.6%	87.3%

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
2 小・中学校の教育の充実	<p>【市】 学校の教育力の向上 学校教育の内容の充実</p> <p>【市民】 地域社会や家族が持つ教育力の発揮</p>	家族・地域・学校の教育力の連携

3項 高等教育の充実

基本方針

創造性豊かな人材を育成するため、大学課程の拡充など高等教育の内容を充実・向上させ、あわせて大学の地域貢献を進めます。

時代に即した高度な教育・研究内容に対応できるように、高等教育機関としての環境整備を進めます。

注9)耐震化

昭和56年以前の旧耐震基準に基づいて建てられた、既存の建築物の耐震性能を高めるために、壁を増やしたり、筋かいを入れたり、基礎を補強するなどの改修工事を行うこと。

主要施策

5 - 2 - 3 - 1 高等教育の内容の充実

(1) 高等教育課程の充実と人材育成

市内の高等教育機関が関係機関と連携して、産業、学術、文化など様々な分野において地域の発展に貢献できるよう、適切な対応を検討します。

秋田公立美術工芸短期大学においては、大学の自己点検・評価を踏まえ、大学のあり方を検討し、他大学にはない個性・特色を一層明確化するとともに、文化の向上と産業の発展に貢献しうる人材を育成します。

(2) 市民に開かれた大学の実践

秋田公立美術工芸短期大学において、市民向けの各種公開講座の開催や、市民が主体的に利用できる施設である大学開放センター「アトリエももさだ」^(注1)での作品展開催などにより、地域との交流の場の確保につとめます。

また、社会人を対象とした美短市民講演会やももさだアートスクールの開催など、社会人教育対応を進め、学習機会を拡充していきます。

(3) 地方自治体、地域企業および大学コンソーシアムあきたにおける連携

秋田公立美術工芸短期大学で蓄積された高度な知識・技能を地域にいかすため、地方公共団体の政策や地域産業との共同研究での活用

を進めます。また、大学コンソーシアムあきた^(注2)の連携公開講座、高大連携授業^(注3)および単位互換制度^(注4)などを通じ、秋田公立美術工芸短期大学と他の高等教育機関の連携を進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
市民に開かれた大学の実践 〔公開講座年間受講者数〕 〔ももさだアートスクール年間受講者数〕	54名 72名 (17年度)	70名 90名
地方自治体、地域企業および大学コンソーシアムあきたにおける連携 〔大学コンソーシアムあきた高大連携および社会人講座年間受講者数〕	92名 (17年度)	120名

5 - 2 - 3 - 2 高等教育の環境の整備

(1) 高等教育の環境の整備

時代に対応した人材を育成できる高等教育環境を整えるため、秋田公立美術工芸短期大学における老朽化した施設・設備の更新などを進めます。

目標

指標	現況	21年度目標
高等教育の環境の整備 〔秋田公立美術工芸短期大学附属図書館の蔵書数〕	31,331冊 (17年度)	35,670冊

市と市民の役割

取組事例	役割の内容	留意点
1 高等教育の内容の充実 (1) 高等教育課程の充実と人材育成 (3) 地方自治体、地域企業および大学コンソーシアムあきたにおける連携	【市】 人材の育成 【市民(企業)】 大学との共同研究の推進 大学の知識・人材の活用	

注1) 大学開放センター「アトリエももさだ」
市民に開かれた特色ある大学を実現するため、市民の多様な生涯学習の拠点として、秋田公立美術工芸短期大学に設置された。「アトリエももさだ」はその愛称。

注2) 大学コンソーシアムあきた
秋田県内の高等教育機関の連携・交流により教育研究機能を強化するとともに、その成果を地域社会へ還元し、地域の発展に貢献するため、平成17年3月、秋田県内の大学などが設立した組織。単位互換協定の運営、高大連携授業、連携公開講座、社会人講座などを推進している。

注3) 高大連携授業
学問への関心を高めるとともに、進路決定に役立たせるため、高校生に対し、大学および短期大学の授業を受講させること。大学コンソーシアムあきたが開催する。

注4) 単位互換制度
県内の高等教育機関の単位互換協定に基づき、自らの大学の単位として他大学などの単位を認定できるようにする制度。